

## 第3節 安心して生活できるまちづくり

### 2.3 . 地域福祉（社会福祉）

#### （1）現況と課題

平成12年に改正された社会福祉法は、「誰もが地域での通常の社会参加が図られる地域の体制づくり、すなわち、ノーマライゼーション社会の実現」を目標としており、地域における地域関係を維持し、その人らしい暮らしの質が保障される地域生活への条件整備、確実な情報提供やバリアフリー化が求められています。

さらには、介護保険・障害者支援費制度の導入によって、行政が福祉サービスを決定する「措置」制度から、サービス利用者の「選択」の権利を保障し個人の尊厳を尊重する制度へと転換を遂げました。

こうした中、市民が住み慣れた地域の中で、その人らしい豊かな暮らしが実現できるように、一人ひとりが選択するライフスタイルに応じた福祉サービスを提供するために、保健や医療との連携のもと、総合的な施策の推進に努めていくことが求められています。

そしてこれは、行政の施策のみで実現できるものではなく、さらには地域福祉が日常生活圏で、地域関係を維持しながら営まれるものであるなら、地域住民が相互にたすけ合うシステムや環境を構築することが必要であり、こうした住民組織やボランティア、福祉NPO等を育成、支援していくことは、地域福祉のより重層な展開を図る上で、たいへん重要になっています。

こうしたことから、地域福祉の一層の充実に向けて「地域福祉計画」の策定を進めており、今後、この計画に基づく諸施策の推進に努め、市民一人ひとりが地域で安心していきいきと生活できる周南市の実現を図っていきます。

#### （2）施策の方向

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

#### （3）施策の体系

地域福祉（社会福祉）	福祉サービスの充実・開発 福祉サービスの適切な利用促進 地域福祉活動への住民参加の促進 人にやさしいまちづくりの推進
------------	---

#### （4）施策

福祉サービスの充実・開発

##### A．個別ニーズへの対応

- ・ 公平・平等の理念を貫きながらも、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。
- ・ 衣・食・住の充足にとどまらない、文化的・社会的な生活こそが人間らしい暮らしです。地域生活の全体像を視野に入れながら、生活の質に対する支援を目標に掲げた対応を図ります。

## **B．地域の福祉課題や福祉ニーズの把握**

- ・ 刻々と変化する時代背景の中、地域特有の福祉課題やニーズの変化を早期にキャッチするシステムを構築し、新たなサービス開発に努めます。

## **C．民間事業者との協働・連携**

- ・ 市民一人ひとりの多様なニーズへ対応し、きめ細かなサービスを展開するため、民間事業者・福祉NPO等との連携を密にし、総合的な施策の推進に努めていきます。
- ・ 福祉ニーズの増大や多様化、高度化に対応するため、関係機関と連携し、人材の育成に努めていくほか、福祉従事者に対して多彩な学習とスキルアップ機会を提供し、資質の向上を図ります。

## **D．福祉施設の適正な整備と地域開放**

- ・ 在宅福祉サービス時代の今日にあっても、市民の福祉施設に対する期待は大きなものがあります。こうした声に応えるため、適切な施設整備に努めるほか、介護技術等、施設のもつ機能の地域への開放を促進します。

### 福祉サービスの適切な利用促進

#### **A．福祉サービスの利用の促進に関する情報提供システムの構築**

- ・ 今日の福祉サービスは多岐にわたって展開されており、その情報入手、あるいは適切に理解できない市民も多く存在するものと考えられます。関係機関とのネットワークを形成し、福祉サービスの情報提供システムの構築に努めます。

#### **B．総合相談体制の確立**

- ・ 健康に関する教育・相談体制、健康診査や予防施策等の保健福祉の情報提供、また、疾病対策としての一次医療と入院可能な二次医療体制等、関係機関との連携をさらに強化し、ケアマネジメントシステムの充実を図ります。
- ・ 地域で安心して自立した生活を継続できるよう、判断能力が不十分な人の成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用への支援をすすめます。

### 地域福祉活動への住民参加の促進

#### **A．地域福祉活動組織の育成・支援**

- ・ 地域生活支援は、人の地域関係を断ち切らないケアであり、住民の関わりはもっとも重要視されるものです。民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会・福祉員会等、地域福祉活動を展開する組織の活性化を図るほか、市民一人ひとりのボランティア意識の高揚やボランティアグループ・福祉NPO団体等の育成・支援に努め、日常生活圏域において、地域住民参加のもとで展開されるネットワーク型のサービス形態の育成・支援を押し進めていきます。

#### **B．福祉教育の推進**

- ・ 学校や社会教育機関と連携し、学校・地域社会における福祉教育の推進に努めるほか、家庭における教育機能の回復を図り、市民参加型福祉社会の樹立に向けた基礎を築きます。

### 人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共施設や歩車道の段差の解消、道路の斜度の改善、低床バスの導入支援などのバリアフリー化や、子どもや高齢者、障害のある人等にも理解できる情報伝達手段等の整備を推進することにより、すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。